

■議案第57号 窪川四万十会館に係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成27年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「公益財団法人 四万十公社」を選定しましたので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 窪川四万十会館

施設の所在地 四万十町香月が丘1434番地1

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 公益財団法人 四万十公社

団体の所在地 四万十町香月が丘8番102号

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

窪川四万十会館は、町民の明るく豊かな文化生活に寄与するとともに、文化事業の推進に供する施設として設置した施設であり、公共施設の効率的な維持管理及び運営を行い、町民福祉の増進に寄与することを目的とする「財団法人 窪川町地域振興公社」の性質を引き継いだ「財団法人 四万十町地域振興公社（平成24年10月1日に『公益財団法人四万十公社』に移行）」に平成18年7月1日から平成27年3月31日まで、指定管理者として指定し、管理運営業務に当たってきました。

指定期間中は、当該施設を十分に理解し、安定的な管理運営及び支障なく利用者への適切なサービス提供が行われているとともに、自主事業として「NHK公開番組ふるさと自慢うた自慢」といった文化事業を計画・実施するなど、町民の文化生活の推進等も積極的に取り組んでおり、引き続き同法人を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。